

自 令和 7 年 6 月 6 日

至 令和 7 年 6 月 19 日

## 第 3 回 和木町議会定例会

令和 7 年第 3 回（6 月）定例会  
令和 7 年第 3 回和木町議会定例会  
（令和 7 年 6 月 6 日）

○ 議事日程                      別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 6 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 7 号

和木町土地開発公社の経営状況の報告について

3. 議案第 22 号

令和 7 年度和木町一般会計補正予算（第 2 号）

4. 議案第 23 号

令和 7 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 1 号）

5. 議案第 24 号

令和 7 年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

6. 議案第 25 号

和木町簡易水道条例の一部を改正する条例

7. 議案第 26 号

和木町下水道条例の一部を改正する条例

8. 議案第 27 号

和木町道路線の廃止について

9. 議案第 28 号

和木町道路線の認定について

○出席議員（10名）

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 1 番  | 三分一 淳 |     |
| 2 番  | 明本 光弘 |     |
| 3 番  | 津島 宏保 |     |
| 5 番  | 嘉屋 富公 |     |
| 6 番  | 上田 丈二 |     |
| 7 番  | 中村 充子 |     |
| 8 番  | 灰岡 裕美 |     |
| 9 番  | 小林 秀嘉 |     |
| 10 番 | 森脇 明美 | 副議長 |
| 11 番 | 兼本 信昌 | 議長  |

○説明のため出席した者

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 町 長      | 米本 正明  |       |
| 副町長      | 田中 雅彦  |       |
| 企画総務課長   | 松井 敏浩  |       |
| 税務課長     | 池田 剛   |       |
| 住民サービス課長 | 上村 克司  |       |
| 都市建設課長   | 山下 純二  |       |
| 保健福祉課長   | 渡邊 真奈美 |       |
| 教育 長     | 重岡 良典  | 教育委員会 |
| 事務局 長    | 鳥枝 靖   | 〃     |

○会議に従事した職員

|       |        |
|-------|--------|
| 事務局 長 | 田尾 恵   |
| 書記    | 中島 芽生子 |

令和7年第3回（6月）定例会

|       |   |                                                                                                                                                                                                |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議     | 長 | 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。また和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願い出ておりますので、これを許可いたします。                                                                                                                    |
| 議     | 長 | ただいまから、令和7年第3回和木町議会定例会を開会します。                                                                                                                                                                  |
| 議     | 長 | これより本日の会議を開きます。                                                                                                                                                                                |
| 議     | 長 | 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。<br>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により10番 森脇明美議員、1番 三分一淳議員を指名します。                                                                                                              |
| 議     | 長 | 日程第2 諸般の報告を行います。<br>先の定例会以降、5月27日に東京で開催された「町村議会議長・副議長研修会」に、私と森脇副議長が出席しました。<br>その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。                                                                        |
| 議     | 長 | 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。<br>議会運営委員会委員長 三分一淳議員。                                                                                                                       |
| 三分一議員 |   | 議会運営委員会からご報告いたします。<br>町長より、本日6月6日に議会が招集されたことに伴い、6月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り、申し合わせを行いました。<br>本定例会に付議されております事案は、報告2件、議案7件でございます。<br>本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告6号から7号、議案22号から議案28号の議案説明と質疑を行い |

ます。

11日は広報広聴常任委員会、13日は一般質問、16日は総務文教常任委員会、17日は民生建設常任委員会を行い、最終日は6月19日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日、6月6日から6月19日までの14日間とし、日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

議会運営委員会からはご報告は以上になります。議会基本条例の、町民の負託にこたえる議会の実現と町民参加を推進するという主旨に沿い定例会を行ってまいりますので、皆様のご協力とご理解の方、よろしくお願いいたします。

議会運営委員長 三分一淳

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月19日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について  
町長の報告を求めます。米本町長。

米 本 町 長

みなさん、おはようございます。

本日は6件の事柄について行政報告をさせていただきます。

まずは、個別避難計画に基づく避難訓練についてでございます。

今年度は防災訓練を2回開催することとしており、第1回目の訓練として、先週日曜日、6月1日に個別避難計画に基づく避難訓練を実施いたしました。

この訓練は、洪水等発生時の浸水想定区域である沖灰場、新地の個別避難計画が令和6年度末に完成したことに伴い実施したものであり、洪水等を想定した避難訓練を実施することで、関係者の避難行動、支援要領を確認するとともに、計画の実行性を検証いたしました。今回は支援対象者である要配慮者32名のうち15名の方が参加され、避難の支援を行う地域の方、消防団、町職員、計56名で対応をいたしました。

当日は、避難者の中に重い障害を持たれている方もおられた事から、県の担当職員の方3名を含め、計5名の方が視察に来られております。

訓練は午前9時に、防災行政無線により「訓練 高齢者等避難」を発令、支援をする方と町が連携して、要配慮者の方に連絡をし、町公用車、マイクロバス、消防団車両により、避難所である総合コミュニティセンターまでの移動支援を行いました。避難は概ね順調に行われ、訓練開始から1時間37分で完了しております。

この訓練の成果として、個別避難計画の関係者が、避難行動や避難支援の手順及び連携の要領を確認できたことが最も大きなものでした。また、訓練開始から2時間以内には避難が完了できたことから、大雨や台風のピークが夜間になることが予想される場合において、明るいうちに避難を完了させるためには、遅くとも当日の午後4時までに「高齢者等避難」の先行発令が必要との認識を得る事ができました。

町といたしては、今回の訓練の成果をさらに分析・検討し、

地域と町、消防団が一体となった避難支援体制の充実に引き続き努めてまいります。また、今年度2回目の訓練として、今年の冬頃を目途に、和木5丁目地区を対象とした「津波による避難訓練」を実施する予定としております。

以上、個別避難計画に基づく避難訓練についての報告といたします。

次に、和木町家具転倒防止等対策補助金についてでございます。

本年5月1日から、地震発生時の家具の転倒による被害防止と住民の防災力向上を図るため、家具転倒防止器具の購入に対する補助事業を開始いたしました。

補助の対象は、「町内の住宅に新たに家具転倒防止器具を設置する世帯主」で、補助対象は「家具転倒防止器具の購入費」となっております。家具転倒防止器具の例といたしましては、「突っ張り棒」、「L字金具」、「ガラス飛散防止フィルム」、「感震ブレーカー」などがあげられます。また、これらの設置工事費も補助対象として認められます。ただし、令和7年5月1日から令和8年3月31日までに購入・設置したものが対象でございます。

補助金は補助対象経費の1／2の額を補助し、上限は1万円でございます。1住宅1回のみ申請可能であり、申請受付期間は令和8年3月31日までとなっております。

この事業については、広報わき、ホームページ等でもお知らせしておりますので、是非ご利用いただきたいと思います。

以上で、和木町家具転倒防止等対策補助金についての報告とさせていただきます。

次に、3番目として、避難所に係る備品の購入についてでございます。

国の交付金である「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を利用して、「避難所の居住環境の

改善」と「避難所のトイレ環境の改善」を図るため避難所で使用する備品を購入いたします。現在、納入業者との契約は完了しており、逐次納品をされていきます。

「避難所の居住環境改善」を図るための備品として、「簡易ベッド」を60台、「テント型パーテーション」を60台、階段の上り下りが困難な方を支援するための「階段昇降機」を2台購入し、「避難所のトイレ環境改善」を図るための備品として、「自動ラップ式トイレ」を10台、ラップ式トイレの電源等に使用する「ポータブル電源」を5台購入しております。

購入した備品は、防災訓練や「わき愛あいフェスティバル」の会場などで町民の皆様にもご覧いただけるよう、展示をしたいと考えております。

今後も引き続き、避難所の環境改善のための備品を整備し、災害に備えて参りたいと思いますが、町民の皆さま方には必ず非常用持ち出し袋のご準備をお願いいたします。

以上、避難所に係る備品の購入についての報告とさせていただきます。

次に、和木町共通商品券の配布でございます。

物価高騰の影響を受けたご家庭を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、一人あたり3千円分の和木町共通商品券を町民の皆さまにお届けいたします。これは、令和7年4月1日時点で和木町住民基本台帳に登録されている方が対象で、今月から順次「ゆうパック」にて発送しております。商品券の使用期限は7月1日から12月31日までとなっておりますので、お忘れにならず、ぜひご活用いただきたいと思います。

以上、和木町共通商品券の配布についての報告といたします。

5番目といたしまして、ENEOS株式会社との官民連携事業についてでございます。



今年度の施政方針で申し述べさせていただきました「E N E O S株式会社麻里布製油所が開発中の『環境に配慮したアイデア製品』の実証実験事業」についてでございますが、この度、山口県産業技術センター委託金が増額されたことになり、されることとなり、事業を拡充して実施することとなりました。

この事業は、和木町をフィールドに和木漁協や和木学園を巻き込んだ産官学連携プロジェクトで、大きく2つの事業に分かれております。

1つは、水質浄化に効果のある「エネマリン」を活用した環境改善でございます。当初は、「和木5丁目の用水路の悪臭防止実験」と「小瀬川でのアサリの良質で大きく育てる肥育実験」を行う予定としておりましたが、これに加え、「小瀬川河口付近の藻場への創造実験」及び「下水道管の劣化防止実験」を実施することとなりました。長年の臭気問題の解決や、アサリ漁場の再生、下水道管の長寿命化につながることを期待しているところでございます。

2つ目の事業は、植物発電に関連する事業でございます。植物が育つ際に土壌から得る電力を利用した「イルミネーション」を設置し、町民を対象に植物発電の利活用に係る市場調査を実施いたします。また、小中学生を対象とした講演会や、展示イベントも実施する予定でございます。

そして、これらの一連の事業の記録動画を作成し、各種媒体でのP Rや、シンポジウムなどで活用することを予定しております。

なお、いずれの事業におきましても、麻里布製油所が生産する高品質な「ニードルコークス」という物質が主要な役割を担っており、この取り組みを通じて、地域の課題が解決され、本町と麻里布製油所の「W i n－W i nの関係」がさらに拡充していくことを願っております。

以上、「E N E O S株式会社との官民連携事業について」の報告とさせていただきます。

最後に、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金事業について  
でございます。

物価高騰による家計の負担増加を軽減するため、国の「重点  
支援地方交付金」を活用して、「住民税非課税世帯1世帯あた  
り3万円」及び「当該世帯に18歳以下の扶養児童がいる場合、  
ひとりあたり2万円」を支給いたしました。

申請方法は支給対象者に確認書を送付するプッシュ型で、申請  
期限は5月30日までとしております。

支援実績といたしまして、支給対象世帯496世帯のうち、  
482世帯に対し、1,566万円を支給しております。

以上、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金事業についての  
報告とさせていただきます。

以上で、本日の行政報告を終わります。

|   |   |                                                                                                |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | 日程第5 報告第6号 例月現金出納検査の結果について<br>監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金<br>出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願いま<br>す。 |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|

|   |   |                                                                                       |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | 日程第6 報告第7号 和木町土地開発公社の経営状況の<br>報告について<br>理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告があり<br>ましたので、ご了承願います。 |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------|

|   |   |                                                                             |
|---|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | 日程第7 議案第22号 令和7年度和木町一般会計補正<br>予算（第2号）<br>これを議題とします。執行の説明を求めます。<br>松井企画総務課長。 |
|---|---|-----------------------------------------------------------------------------|

松井企画  
総務課長

議案第22号 令和7年度和木町一般会計補正予算  
（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,050万7千円を追加し、総額を45億3,372万4千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、令和6年度に実施いたしました定額減税の補足給付金事業や旧保育所解体工事などの増額を提案させていただくものでございます。

それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

費目ごとの詳細は10ページからとなります。

款2 総務費の補正、こちらは氏名の振り仮名法制化に係る住民基本台帳システムの改修業務として、46万5千円を増額するものでございます。

款3 民生費の補正1,154万4千円は、令和6年度に実施いたしました定額減税の補足給付金事業で、システム改修費に330万円、補足給付金として800万円などを増額するものでございます。

款4 衛生費80万5千円は、産後ケア事業の利用者が当初の見込み利用者数から増加したことに伴い、委託料を増額するものでございます。

款9 教育費の補正1,769万3千円は、教育総務費におきまして、旧保育所解体工事のアスベスト調査などの結果などを受け、その処理に係る費用など1,752万5千を増額、中学校費におきましては、会計年度任用職員の通勤手当を16万8千円増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。  
費目ごとの詳細は、8ページからとなります。

款15 国庫補助金900万2千円の増額は、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金として860万円、子ども・子育て支援国庫交付金として40万2千円を追加計上しております。

款16 県支出金20万1千円の増額は、子ども・子育て支援県交付金として追加計上をしております。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を550万4千円増額しております。

款22 町債では、旧教育関連施設等解体事業債として1,580万円を増額しております。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は10億4,248万7千円になる見込みでございます。

続きまして、3ページ第2表 地方債補正についてでございますが、歳入予算補正のところでご説明いたしましたように、旧教育関連施設等解体事業債の発行限度額について、2,470万円から1,580万円増額して4,050万円に改め、新たに限度額として定めるものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。

質疑はありませんか。

議長 上田丈二議員。

上田議員 はい、失礼します。

ページ11、歳出の款2総務費の3項戸籍住民基本台帳管理事業氏名の振り仮名法制化にかかわる住民、住基システム改修業務46万5千円について伺いたいと思います。

この業務なんですけれども、広報紙や住民に対しても通知が来ているんですけれども、もう一度この内容について伺いたいと思います。

議 長 上村住民サービス課長。

上 村 住 民      お答えいたします。

サ ー ビ ス      先月の5月26日に戸籍の改正法が施行されまして、戸籍の  
課      長 振り仮名記載というのが始まったわけですが、和木町  
では6月下旬頃に、和木町に本籍がある方全員に通知葉書を  
郵送する予定です。この葉書に記載されている仮の振り仮名が  
誤っている場合は、本籍地もしくは住所地に届出が必要でござ  
いますが、正しい場合には、届出をすることなく1年後に戸籍  
に振り仮名が自動的に記載されることになります。なお、振り  
仮名の届出はマイナポータル、いわゆるオンラインでも可能で  
ございます。以上でございます。

議 長 上田議員

上 田 議 員      はい、もし仮に町民の方が届出を間違ってしまった場合や、  
期限内に届出が出来なかった場合はどうなるのでしょうか。

議 長 上村課長。

上 村 住 民      お答えいたします。

サ ー ビ ス      振り仮名の記載後、1回のみ変更可能でございますが、それ  
以降は家裁、家庭裁判所の許可が必要ということになります。

課      長      よろしいですね。  
他に質疑はありませんか。

課      長      灰岡裕美議員。

灰 岡 議 員      4款 衛生費、1項 保健衛生費について保健福祉課長に  
質問いたします。

今回補正予算として産後ケア事業委託料80万5千円が

上がっております。令和7年度に入りまして出生数が増えているのであれば喜ばしく思います。その今回の補正内容80万5千円の詳しい内容を質問いたします。

議長 渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長 お答えいたします。

出生数の動向によって増えたというよりは、むしろ少子化の影響によるもので増えております。

以前出生数が多かった時には、受け入れが難しかった産科医療機関が現在、空きベッドを、少子化の影響で空きベッドを利用して、入院中に心配される産婦さんに対して積極的に事業の利用をすすめるようになっております。

また、国においてもこの事業は大切なものと考えておられ、令和3年度には母子保健法を一部改正して市町村の努力義務としているところですが、あいにく令和3年度はコロナ、新型コロナウイルス感染症の影響により産婦人科は非常に人数を制限しておりましたので、その当初は増えることありませんでしたが、その後コロナが落ち着いてから、各市町からの働きかけもあり、また和木町としましても令和6年度にこの事業の自己負担を無料にしているところで、むしろ利用し易くなった、そういったところが要因だと思っております。以上です。

議長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

課長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第8 議案第23号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡 邊 保 健  
福 祉 課 長

議案第23号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万9千円を追加し、予算の総額を7億666万8千円とするものでございます。

それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ、歳出からご説明いたします。詳細は、9ページからになります。

款6 諸支出金の補正463万9千円は、令和7年2月分の診療報酬月額の設定により、交付金の不要額を県に返還するため、増額するものでございます。

続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は7ページからになります。

款7 諸収入では、令和7年2月分の診療報酬額の設定により、歳出予算 諸支出金の補正と同額の463万9千円を、国保連合会からの返還金を受けるため増額するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第9 議案第24号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市  
建設課長

議案第24号、令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町公共下水道事業会計、事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入 第1款 事業収益を185万4千円増額して、2億5,447万8千円とし、支出、第1款、事業費用を1,580万7千円増額いたしまして、2億6,326万5千円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

第1項、営業費用、目5 管渠費の1,580万7千円の増額でございますが、町内の大口径管渠の管路内調査業務費を増額するものでございます。

この調査は、本年1月埼玉県八潮市で発生いたしました下水道管路の破損事故を受けまして、国土交通省が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言を踏まえた国土交通省からの要請に基づくものでございます。

業務の内容についてでございますが、調査対象が直径2メートル以上の管渠となり、合流下水道管約600メートル及び雨水管約400メートル、合わせて約1キロメートルの潜行目視及びカメラ調査に加えまして、合流下水道管の空洞調査を実施するものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。



第1項、営業収益、目20 補助金の185万4千円の増額でございますが、先ほどの管路内調査業務費の財源とする国庫補助金でございます。

続きまして、議案の1ページ目をご覧ください。

第3条におきまして、令和7年度和木町公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入 第3款 資本的収入を1,380万円増額して、1億9,970万円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

概要の内訳といたしては、収入、第3款、資本的収入 項1 企業債 目5 企業債につきまして、第2条でご説明した管路内調査業務費の財源といたしまして、企業債を1,380万円増額するものでございます。

続いて議案の2ページをご覧ください。

第4条 企業債の補正についてでございますが、第3条でご説明いたしました、企業債の増額に伴い追加するものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書の2ページ以降に、予定貸借対照表などの資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議

長

本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上 田 議 員

1 ページ目の支出について伺います。

款2の下水道事業費用 1項 営業費用 5目の管渠費調査費の1,580万7千円について伺います。

国の主導によって2 m以上の管について3ヵ所調査をし、するということなんですけども、この2 m以上の管については他にはないんでしょうか伺います。

議 長

山下課長。

山 下 都 市  
建 設 課 長

はい、今回の対象の事業の延長等につきましては、担当課で管理しておりました台帳上から直径2 m以上の管渠それについて拾い出したものでありまして、町内については今、計上している延長が対象になるものと考えております。

議 長

上田議員。

上 田 議 員

今回は国からのものという、主導による調査っていうことなんですけども、その他にも町内には老朽化した管があると思うんですけども、そういったものに関しては随時調査を順番に行っていくっていう前からの答えでよろしいでしょうか。

議 長

山下課長。

山 下 都 市  
建 設 課 長

はい、昨年度も瀬田、関ヶ浜地区において管路調査の方は実施しております。今回こちらの大口径管についての調査がまあ優先実施されるという予定でございますけれども、引き続き調査対応もして参りたいと考えております。

議 長

よろしいですね。

他に質疑はありませんか。

灰岡裕美議員

灰 岡 議 員

実際に今回管路調査が行われる、実際の場所はどちらになる

んでしょうか。

それと今回の定例会で可決された場合、調査の実施される時期というのは、町はある程度想定されているんでしょうか。で、調査される場合の地区の交通のための、ある程度通行止めとかそういうこともあるのでしょうか。具体的に教えてくださいいただけますか。

議 長

山下課長。

山 下 都 市  
建 設 課 長

はい、お答えいたします。

まず対象箇所についてでございますけれども、こちらの方がまず合流管につきましてはですね、曙橋とコンビニエンスストアがあります交差点があると思いますけど、そちらの方から国道2号に向けて、国道2号を越えたところから和木のポンプ場に向けたところの約600mが合流管となります。

雨水管渠につきましてはですね、三井化学の装束門があると思います、そちらからちょっと小瀬川に向けた方にですね、暗渠と言いますか、工場の下に暗渠というボックスカルバートというものがありますので、そちらが対象になるということ。あともう1ヶ所はですね、瀬田地区の反り橋からなんですけど、神田地区に向けた歩道の下に水路がある、こちらの方が対象となっております。

実施時期についてでございますけれども、補正予算の方を可決していただきましたら、早急に発注の方はしたいと考えております。ただし今回の対象管渠につきましてが全て雨水を扱う管渠となりますので、こちらの調査、工事については、非出水期に行うこととなっておりますので、実際の調査としては10月の下旬以降になろうかと考えております。

交通規制に対してのご質問でございますけれども、基本的にはマンホールから管内に入って目視、カメラ調査を実施するというのでございますので、マンホールが道路の中心部にあるような場所については一時的な通行止めというのが考えられますけれども、その場合については事前に周知した上で

実施したいと考えております。

議長 はい、よろしいですか。  
他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第10 議案第25号 和木町簡易水道条例の一部を  
改正する条例

日程第11 議案第26号 和木町下水道条例の一部を改  
正する条例

以上、2議案についてこれを議題とします。  
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。  
山下都市建設課長。

山下都市建設課長 議案第25号及び議案第26号を一括して、ご説明いたしま  
す。

まず、議案第25号、和木町簡易水道条例の一部を改正する  
条例について、ご説明いたします。

本議案は令和6年能登半島地震におきまして、宅内配管の  
復旧に際し、地元業者の確保が困難な状況となったことから、  
災害時に他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者に  
よる工事の実施を可能にするため、和木町簡易水道条例第9条  
工事の施行に、災害時において他の市町村長が指定した者が  
給水装置工事をおこなえる様、同条に条文を追加するもので  
ございます。

以上が、和木町簡易水道条例の一部を改正する条例の説明と

なります。

続きまして、議案第26号、和木町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案も和木町簡易水道条例の一部改正同様、標準下水道条例の改正に伴い、災害時、町内において排水設備等の工事が円滑に実施されることを目的とし、和木町下水道条例第8条排水設備等の工事の実施に、他の市町村長の指定を受けた指定工事店が工事をおこなえる様、同条に条文を追加するものでございます。

以上で、議案第25号及び議案第26号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第25号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

議案第26号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第12 議案第27号 和木町道路線の廃止について

日程第13 議案第28号 和木町道路線の認定について

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山下都市  
建設課長

議案第27号 和木町道路線の廃止について、及び、議案第28号 和木町道路線の認定について、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第27号 通津開線の廃止につきましては、民間の開発行為によりまして道路としての整備がおこなわれたため、道路法の規定によりまして、現路線を一旦廃止いたしまして、議案第28号で路線番号を4390番、起点を、和木町和木3丁目134番14地先、終点を和木町和木3丁目145番7地先として新たに町道「通津開線」として、路線を延長し認定するものでございます。

又、同開発区域には新たに1路線整備された道路がございますので、こちらの方を路線番号を4670番、起点を和木町和木3丁目115番34地先、終点を和木町和木3丁目115番25地先とした、町道「通津開A線」として、道路法第8条の規定によりまして、和木町道路線として新たに認定をお願いするものでございます。

以上で、議案第27号及び議案第28号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第27号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

議案第28号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
よって、本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。  
本日はこれで散会いたします。  
お疲れさまでした。

閉 会 9 時 4 8 分

